

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

|             |   |      |       |
|-------------|---|------|-------|
| No          | 22  | 府省庁名 | 国土交通省 |
| 対象税目        | 個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）   |      |       |
| 要望項目名       | マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション又はその敷地を取得する場合の不動産取得税の非課税措置の延長  |      |       |
| 要望内容（概要）    | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「マンション建替え法」という。）に基づくマンション建替事業における施行者又はマンション敷地売却事業におけるマンション敷地売却組合による、耐震性が不足する要除却認定マンション又はその敷地の取得</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>上記取得に係る不動産取得税の非課税措置（地方税法附則第10条第5項）について、適用期限（令和2年3月31日）を2年間延長する。</p>  |      |       |
| 関係条文        | 地方税法附則第10条第5項   |      |       |
| 減収見込額       | <p>[初年度] — ( ▲6 ) [平年度] — ( ▲11 )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>  |      |       |
| 要望理由        | <p>(1) 政策目的</p> <p>耐震性が不足するマンションの増加に対応するため、マンション建替え法に基づくマンション建替組合等の施行者及びマンション敷地売却組合による耐震性不足の要除却認定マンション又はその敷地の取得に係る負担を軽減することで、耐震性不足マンションストックの解消を図り、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化するとともに、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>分譲マンションの建替えについては、建替えを行う団体の法的位置づけが明確でないこと、区分所有権等の従前の権利を再建したマンションに円滑に移行させるための法的な仕組みがないこと等の問題があったが、平成14年のマンション建替え法の施行により、マンション建替組合の設立や権利変換手続による建替え手法等が位置付けられ、一定の法制度の整備が図られた。また、平成26年のマンション建替え法改正により、耐震性が不足する要除却認定マンションに係るマンション敷地売却制度及び容積率緩和制度が導入され、更なる建替促進策が整備されたところである。</p> <p>耐震性不足マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保するためには、マンション建替え法に基づく耐震性不足マンションの建替え及び売却の円滑化が喫緊の課題である。</p> <p>マンション建替え法が採用した権利変換手続及び分配金取得手続においては、要除却認定マンション及びその敷地を一旦施行者に帰属させることが必要となる。この不動産の取得は、全員合意による民法原則に基づく任意の建替事業や売却事業では発生しない、本来であれば不要な手続であるが、マンション建替え法が区分所有権等の関係権利を再建マンションに円滑に移行させる等の観点から必要となるもので、手続上の瞬間的な取得に過ぎないものである。</p> <p>また、マンション建替事業及びマンション敷地売却事業は通常、保留床の売却代金等による収入で必要経費や新規住居の取得経費をまかなっている資金繰りの厳しい事業であることから、施行者による一時的な不動産取得に係る税負担は、区分所有者間の合意形成の阻害要因となることがある。</p> <p>本特例措置は、このような負担を軽減することで耐震性不足マンションの建替え及び売却を円滑化するものであることから、引き続き延長することが必要である。</p> |      |       |
| 本要望に対応する縮減案 | —   |      |       |

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け      | 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進<br>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する<br><br>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減<br>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する  |
|     | 政策の達成目標                | 住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）<br>多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。<br>《指標》マンションの建替え等の件数（昭和 50 年からの累計）<br>約 250 件（平成 26 年度）→ 約 500 件（令和 7 年度）<br><br>大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。<br>《指標》新耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率<br>82%（平成 25 年度）→ 概ね解消（令和 7 年度） |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間      | 2 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）  |
|     | 同上の期間中の達成目標            | 住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）<br>多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。<br>《指標》マンションの建替え等の件数（昭和 50 年からの累計）<br>約 250 件（平成 26 年度）→ 約 500 件（令和 7 年度）<br><br>大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。<br>《指標》新耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率<br>82%（平成 25 年度）→ 概ね解消（令和 7 年度） |
|     | 政策目標の達成状況              | ・マンションの建替え等の件数：325 件（平成 30 年度）<br>・新耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率：82%（平成 25 年度）   |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | 耐震性不足マンションに係る本特例措置は、平成 26 年度のマンション建替え法改正（施行日：平成 26 年 12 月 24 日）により制度が創設された。本特例措置の適用前提となるマンション建替法第 102 条の要除却認定については、平成 27 年度から平成 30 年度において 18 件の実績があり、今後も、既存の耐震性不足マンションにおいて制度が活用され、適用実績が出てくることが見込まれる。  |
|     | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 老朽化マンションの建替え及び耐震性不足マンションの敷地売却の円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠であるところ、費用負担の問題は合意形成の阻害要因となるため、特例措置による資金面での支援は有効かつ重要である。<br>また、本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。   |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | 【国税】<br>〔所得税〕<br>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（租税特別措置法第 31 条の 2 第 1 項、第 2 項第 9 号、第 9 号の 2）<br>・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第 33 条の 3 第 6 項）<br>・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（租税特別措置法第 34 条の 2 第 2 項第 22 号、第 22 号の 2）<br>・移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入（所得税法第 44 条、同法施行令第 93 条）                             |

|   |                         |  |
|---|-------------------------|--|
| 2 |                         | <p>〔法人税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地等の譲渡がある場合の特別税率（租税特別措置法第 62 条の 3 第 4 項第 9 号、第 9 号の 2）</li> <li>・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第 65 条第 1 項第 6 号、第 68 条の 72 第 9 項）</li> <li>・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（租税特別措置法第 65 条の 4 第 1 項第 22 号、第 22 号の 2）</li> <li>・内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税（マンション建替え法第 44 条第 1 項、第 139 条第 1 項、法人税法第 7 条）</li> </ul> <p>〔登録免許税〕</p> <p style="margin-left: 20px;">＜マンション建替事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利変換手続開始の登記の非課税措置</li> <li>・建替組合が売渡し請求又は買取り請求により取得する施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記の非課税措置</li> <li>・権利変換後の土地に関する権利について必要な登記の非課税措置<br/>（租税特別措置法第 76 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 3 号）</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">＜マンション敷地売却事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション敷地売却組合が売渡し請求により取得する売却マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記の非課税措置</li> <li>・分配金取得手続開始の登記の非課税措置</li> <li>・権利消滅期日後の売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記の非課税措置<br/>（租税特別措置法第 76 条第 2 項第 1 号・第 2 号・第 3 号）</li> </ul> <p>〔事業税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の事業税の非課税所得等の範囲（地方税法第 72 条の 5 第 8 号）</li> <li>・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例【国税と連動】</li> <li>・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除【国税と連動】</li> <li>・移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入【国税と連動】</li> </ul> <p>〔事業所税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所税の非課税の範囲（地方税法第 701 条の 34 第 2 項）</li> </ul> <p>〔個人住民税・法人住民税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（地方税法附則第 34 条の 2 第 1 項、第 4 項）</li> <li>・区分所有者が組合に土地等を買収される場合の譲渡所得の特別控除【国税と連動】</li> <li>・組合の非収益事業所得等に対する非課税特例【国税と連動】</li> <li>・権利消滅期日に権利を失う者に対して支払われる補償金の総収入金額不算入の特例【国税と連動】</li> </ul> <p>〔消費税・地方消費税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方公共団体等に対する特例（マンション建替え法第 44 条第 2 項、第 139 条第 2 項、消費税法第 60 条第 3 項、第 4 項、第 8 項）</li> </ul> |
|   | <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> | <p>—</p>   |

|                             |  |   |
|-----------------------------|--|---|
|                             | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係                    | —   |
|                             | 要望の措置の妥当性                              | <p>老朽化マンションの建替え及び耐震性不足マンションの敷地売却の円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠であるところ。費用負担の問題は、合意形成の阻害要因となるため、特例措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p> <p>なお、老朽化マンションストックは今後急増することが見込まれていることから、現時点において本特例措置を廃止することは適切でない。</p>                               |
| 税負担軽減措置等の適用実績               |  | <p>耐震性不足マンションに係る本特例措置は、平成 26 年度のマンション建替え法改正（施行日：平成 26 年 12 月 24 日）により制度が創設されたが、本特例措置の適用前提となるマンション建替え法第 102 条の要除却認定については、平成 27 年度から平成 30 年度において 18 件の実績があり、今後も、既存の耐震性不足マンションにおいて制度が活用され、適用実績が出てくることが見込まれる。</p>   |
|                             | 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | —   |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） |  | <p>耐震性不足マンション建替え等円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠であるところ、合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、特例措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>また、本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>   |
| 前回要望時の達成目標                  |  | <p>多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。</p> <p>≪指標≫マンションの建替え等の件数（昭和 50 年からの累計）<br/>約 250 件（平成 26 年度）→ 約 500 件（令和 7 年度）</p> <p>大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>≪指標≫新耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率<br/>82%（平成 25 年度）→ 概ね解消（令和 7 年度）</p> |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 |  | <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、老朽化マンションストックの解消を図り、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化するとともに、周辺の住環境や都市環境の向上を図ることが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>   |
| これまでの要望経緯                   |  | <p>平成 26 年度 創設<br/>平成 28 年度 延長<br/>平成 30 年度 延長</p>  |